岩沼市都市公園条例の一部を改正する条例

岩沼市都市公園条例(昭和48年条例第30号)の一部を次のように改正する。 別表第2第3号の表を次のように改める。

区分		使用料		
		単位	金額	
その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき1年	570円	
	第2種電柱		870円	
	第3種電柱		1,200円	
	第1種電話柱		510円	
	第2種電話柱		810円	
	第3種電話柱		1, 100円	
	その他の柱類		5 1 円	
	共架電線その他上空に設ける 線類	長さ1メートルにつき1年	5 円	
	地下に設ける電線その他の線 類		3円	
公衆電話所		1個につき1年	1,000円	
水道管、ガ ス管その他 これらに類 _{する物件}	外径が 0.07メートル未満 のもの	長さ1メートルにつき1年	2 1円	
	外径が 0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		3 0 円	
	外径が0.1メートル以上		4 5 円	
	0. 15メートル未満のもの			
	外径が0.15メートル以上		6 1円	
	0. 2メートル未満のもの 外径が 0. 2メートル以上		9 1 円	

	1	1			I
0.3メートル未満のもの					
外径が 0.3メートル以上			1 2	2 () 円
0. 4メートル未満のもの					
外径が 0. 4メートル以上			2 1	1 () 円
0. 7メートル未満のもの					
外径が0.7メートル以上1			3 () () 円
メートル未満のもの					
外径が1メートル以上のもの			6]	1 (円(
上空に設ける通路	占用面積1平方メートルに		9 () () 円
地下に設ける通路	つき1年		5 4	4 () 円
その他の通路		1,	0 () () 円
競技会、集一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルに]	1 8	3 円
会、展示会、	つき1日				
博覧会その					
他これらに					
類する催しその他のもの	占用面積1平方メートルに		1 8	3 () 円
のために設	つき 1 月				
けられる仮					
設工作物					
標識	1本につき1年		8]	1 () 円
工事用板囲い、足場、詰所その他の工事	占用面積1平方メートルに		1 8	3 () 円
用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事	つき1月				
用材料					
その他のもの	占用面積1平方メートルに	1,	0 () () 円
	つき1年				

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。